

平成21年7月17日
教育研究評議会承認

I. 制定の目的

九州大学（以下「本学」という）は、創立以来約100年の歴史を有する我が国有数の研究型基幹総合大学であり、世界最高水準の高等教育を提供しつつ、多様かつ先進的な研究を推進するアジアに開かれた知の世界的拠点である。

本学は、教育においてはわが国のみならず広く世界において指導的な役割を果たし活躍する人材を輩出し、世界の発展に貢献することを目指し、また、研究においては、諸々の学問における伝統を基盤として新しい展望を開き、世界に誇り得る先進的な知的成果を産み出していくことを自らの使命として定めている。

そして本学は、開かれた大学としてその研究成果を学外に開示し、さらには活発な情報発信や人的交流、諸研究機関や産業界との連携に努めながら、学術研究の国際的拠点となることを目指すとともに、その立地する地域社会に貢献すべく努めることとし、教育・研究はもとより社会連携（貢献）や国際連携（貢献）についても、具体的な目標や戦略を示しわが国トップクラスの実績を挙げてきた。

しかしながら今日、国立大学の法人化以降、産学官連携等、大学の社会連携に対する期待は大きく、また大学の国際連携の重要性も一層増大し、世界レベルでの産学官連携がもたらす大学の教育・研究の活性化への意義も飛躍的に高くなっている。

一方、国際間の産学官連携の増加に伴い、海外企業等との紛争防止や国際社会における安全保障等への配慮の必要性は高まっており、大学の教育・研究における契約や輸出管理等関連法令の遵守も喫緊の課題となっている。

このような認識の下、九州に立地する知の世界的拠点として、本学は今後一層の教育・研究の社会連携、国際連携推進に邁進しながら、本学を取り巻く環境の変化に対応し、今後の本学における国際的な産学官連携推進活動の基本的な理念と方針を明示するものとして、新たに「九州大学国際産学官連携ポリシー」を定めることとする。

II. 国際産学官連携の推進体制

1. 国際産学官連携推進体制の構築

本学における産学官連携は、

- ① 社会貢献と大学活性化の両立、
- ② 国レベル及び地域レベルでの社会貢献のバランス確保、
- ③ 大学の有する全ての経営資源を活用した産学官連携、
- ④ 研究関連だけでなく広義の産学官連携サービスの展開、
- ⑤ 社会とのオープンな関係構築による大学改革の推進、

等を基本的戦略に、2003年10月に発足した知的財産本部を一元的窓口として推進されている。

また、海外企業等との共同研究、受託研究および技術移転等の国際産学官連携については、知的財産本部内に2007年7月に支援の専門担当部署として「国際産学官連携センター」を設置したところである。

知的財産本部は、国際産学官連携センターを中心として、学内国際担当部署や研究推進部署、また本学の海外拠点等との連携関係を構築し、国際産学官連携活動を組織的かつ強力に推進するものとする。

また、有力な国際法律事務所等の外部専門機関と提携し、内部経営資源の不足を補う体制を構築する。

2. 国際産学官連携を推進する人材の育成・確保

国際産学官連携活動を担う人材の行う業務は、大学研究シーズの海外市場探索・開拓活動やコーディネート活動、国際共同研究契約等に係る交渉業務、研究者のサポート等、その範囲は多岐にわたり広くかつ複雑で専門的である。

このため、知識と経験を有する人材を外部から積極的に登用するとともに、内部人材育成のため、国内外の研修プログラムや海外産学官連携関連機関等に、本学職員を積極的に研修派遣するとともに、実務を通じた研修を実施する。

III. 国際産学官連携活動の着実な推進

1. 国際産学官連携活動の推進と情報発信・収集機能の強化

国際産学官連携活動を推進するにあたっては、学内の研究者との密接な連携の下、国際展開による社会連携と研究活性化効果の大きな研究シーズを発掘し、関係法令を遵守しつつ積極的な海外市場探索・開拓活動に努める。

また、海外展開においては、在日海外公館や提携海外大学・研究機関及び地元自治体の国際展開事業や海外ネットワーク等との連携により、効率的かつ効果的な活動を行いながら、アジアとの関係の深い本学の特質を生かし、国際協力や国際的社会課題への対応にも前向きに取り組む。

情報発信・収集に関しては、本学の海外拠点と連携した本学研究シーズ情報等の発信や海外情報収集を行うほか、研究シーズの外国語版の整備等により積極的な広報活動を行う。

2. 海外特許の戦略的取得と活用の推進

発明等本学において創出された研究成果の海外特許の取得・維持・活用等については、知的財産ポリシーに基づき、国内と同様に費用対効果を勘案しつつ適切な取得・維持・活用に努める。

海外での活用可能性の高い発明はもとより、国際標準となる可能性の高い基本発明や、世界市場での実用化を念頭に置くべき発明を海外出願の対象とし、発明開示時点だけでなく国内出願後も、特許化手続きの節目毎に検討を行って海外出願の要否を検討し、有効かつ効率的な出願を行う。また、海外特許の効果的な取得のため、出願に当たっては海外弁理士事務所等、適切な代理人活用に努める。

また権利の活用状況等を勘案して権利維持の要否を検討するとともに、企業等との共同出願案件や実施許諾案件については、受益者負担を求める等費用抑制に努める。

3. 国際法務機能の強化

国際的な産学官連携活動の活発化に対応し、円滑な国際産学官連携の実現と紛争予防のため、国際間の契約交渉力向上と、国際間契約、外国法令ならびに国内関係法令の遵守体制を確立すべく、本学における国際法務体制の強化を図る。

具体的には、英文契約雛形等国際契約のガイドライン整備を進めるとともに、学内に国際法務専門人材を確保して専門窓口を整備、同時に学内関係部署と協力して国際法務対応体制を構築する。また国際法律事務所等外部の専門機関とも連携を強化する。

さらには文書配布やセミナー開催等により、本学研究者等教職員に対して、契約の重要性や外国為替および外国国貿易法等、輸出管理に関する情報提供および啓発活動を行い、契約や法令遵守に関する意識改革を図る。

4. 地域の大学・研究機関等との連携

本学が得た国際産学官連携に関する知識や経験・ノウハウ等有益な情報については、地域の大学・研究機関等との共有に努め、また、国際産学官連携活動の実施にあたっては、地域の大学や研究機関等と連携し幅広く推進するように努めるものとする。